

用語

海上コンテナのISOマークとCSCプレート

② CSCプレート ① ISOマーク

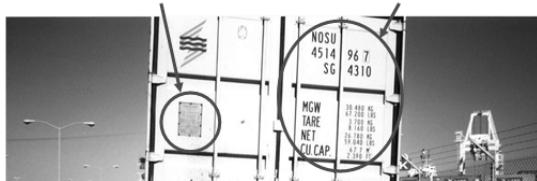


図1 ISOマークとCSCプレートの位置

海上コンテナには、図1に示す2つの情報表示が、ドア部に必ずなされている。

まずISOマークは、国際標準化機構(International Standardization Organization)に登録されているコンテナの情報であり、その内容は図2のとおりである。ISOマークを付けるかどうかは任意であり義務ではない。しかし、ISOマークの情報においてコンテナの所有と識別に関する情報は、BL等の輸出入関係書類に必ず必要となるし、重量関係の情報も貨物の積載時に必ず必要となる。

次に、CSCプレートは、国際コンテナ安全条約(International Convention for Safe Container)に準拠した国に、登録されているコンテナであることを証明するものである。国際コンテナ安全条約を批准した国は、その内容を自国の法律に組み入れなければならない。

① ISOマーク

International Standardization Organization
国際標準化機構に登録されたコンテナ



図2 ISOマークに表記される情報

したがって、この条約に加盟しその基準に適合したコンテナを用いない限り、国際間でコンテナ輸送を行なうことは許されない。なぜならば、コンテナ各部の強度基準も、この条約の取り決めに基づいているからである。

CSCプレートに表示される情報は、図3のとおりである。

② CSCプレート 国際コンテナ安全条約に準拠したコンテナ International Convention for Safe Containers



表示情報

- ・国籍識別情報
- ・製造年月日
- ・製造者識別情報
- ・各種構造強度基準
- ・定期検査日時

図3 CSCプレートに表記される情報

CSCプレート内の情報において、最も注意しなければならないのは、次回に指定された定期検査日の日付である。この定期検査は、国際コンテナ安全条約により、ユーザーに渡った新品のコンテナには、5年後に第1回検査を実施し、2回目以降の検査は2年半に一度実施することが義務づけられている。この定期検査では、検査が終了すると直ちに検査実施年月をCSCプレート上(もしくは至近の目立つところ)に明記することになっている。したがって、正しく定期検査を経ているコンテナであれば、次回の検査期限は必ず現時点より将来となっている。もし、この期限が過去のものとなるなら、そのコンテナは定期検査期限切れであるから使ってはいけない。

東京海洋大学大学院 渡邊豊